

下田市ホームページ広告作成ガイドライン

(目的)

第1条 このガイドラインは、下田市（以下「市」という。）のホームページへの広告の掲載にあたり、その表現について下田市有料広告掲載取扱要綱（以下「要綱」という。）に規定する事項のほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 このガイドラインで使用する用語は、要綱で使用する用語の例による。

2 このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) バナー広告 市ホームページに広告主（要綱第10条に規定する広告主をいう。以下この条において同じ。）の指定するウェブページへのリンクを設定した広告の画像を掲載して行う広告をいい、リンク以外の機能（script、Java applet、Flash、GIFアニメ等）は、使用しないこととする。
- (2) テキスト広告 市ホームページに広告主の指定するウェブページへのリンクを設定した広告の文字を掲載して行う広告をいう。

(バナー広告の禁止表現)

第3条 次の表現を含んだバナー広告は、禁止する。

- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン、及びボタンの様に見えるもの
- (2) アラートマーク等OSがユーザーに対して注意喚起を促すためのイメージ又はそれに類似するもの
- (3) ラジオボタン又はラジオボタンの様に見えるもの
- (4) テキストボックス又はテキストボックスの様に見えるもの
- (5) プルダウンメニュー又はプルダウンメニューの様に見えるもの
- (6) バナーの内容とリンク先の内容に関連性がないもの
- (7) いたずらに射幸心をあおるおそれのあるもの
- (8) その他市が不相当と判断するもの

(テキスト広告の禁止表現)

第4条 次の表現を含んだテキスト広告は、禁止する。

- (1) 半角文字、機種依存文字
- (2) ブラウザで表示できない文字、記号、マーク等
- (3) 文字、記号、マーク等の回転、反転その他特別な加工を要するもの
- (4) h t m l タグその他テキスト広告に各種効果、修飾等を行うもの
- (5) テキストの内容とリンク先の内容に関連性のないもの
- (6) いたずらに射幸心をあおるおそれのあるもの
- (7) その他市が不相当と判断するもの

(市ホームページとの区別)

第5条 ユーザーが市ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれのある

る表現や、「施設ガイド」、「教育相談」など市政を連想させる分野の表現を用いるなど、ユーザーが市の事業であると錯誤する恐れのある文言等は使用しないこととする。

(バナー広告の色調)

第6条 バナー広告の文字色と背景色のコントラスト(明度差)は十分にとり、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

(バナー広告の解像度)

第7条 バナー広告の文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。